

東近江市業務継続計画（BCP）【震災編】

～発災後、限られた資源で市民の生命・生活を守るために～

令和4年3月改定



目 次

第1章 業務継続計画（震災編）の概要	1
1 業務継続計画（BCP）とは	1
2 業務継続計画（震災編）策定の目的	2
3 業務継続計画の基本方針	2
4 基本方針の重要項目	3
5 地域防災計画と業務継続計画との関係	3
6 業務継続計画の発動と解除	4
7 市民への周知	5
第2章 前提とする地震と被害想定	6
1 前提とする地震	6
2 被害想定	7
3 想定する被害のイメージ	8
第3章 計画の対象とする非常時優先業務	9
1 非常時優先業務の概要	9
2 非常時優先業務の実施方針	9
3 非常時優先業務の分類	10
4 非常時優先業務の選定基準と目安時間	11
5 非常時優先業務の選定	13
6 非常時優先業務を行うための必要人員の確保	13
第4章 業務継続のための執行体制の整備	15
1 業務執行体制の整備	15
2 指揮命令系統の確立	15
3 勤務時間外に参集可能な職員数	16
4 職員の参集と安否確認	18
5 職員の家族の安否確認	18
第5章 業務継続のための執務環境の整備	19
1 施設の安全対策	19
2 コンピュータシステムの安全対策	24
3 通信手段の確保及び災害情報の収集・発信	26
4 非常時における職員の対応	27
5 市役所新館が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	28
第6章 継続的な改善への取組	29
1 業務継続マネジメントの必要性	29
2 職員に対する研修・訓練	29
3 計画の点検・検証・見直し	29
4 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備	29
資料編 非常時優先業務一覧	1
1 災害応急対策業務一覧	1
2 優先通常業務一覧	8

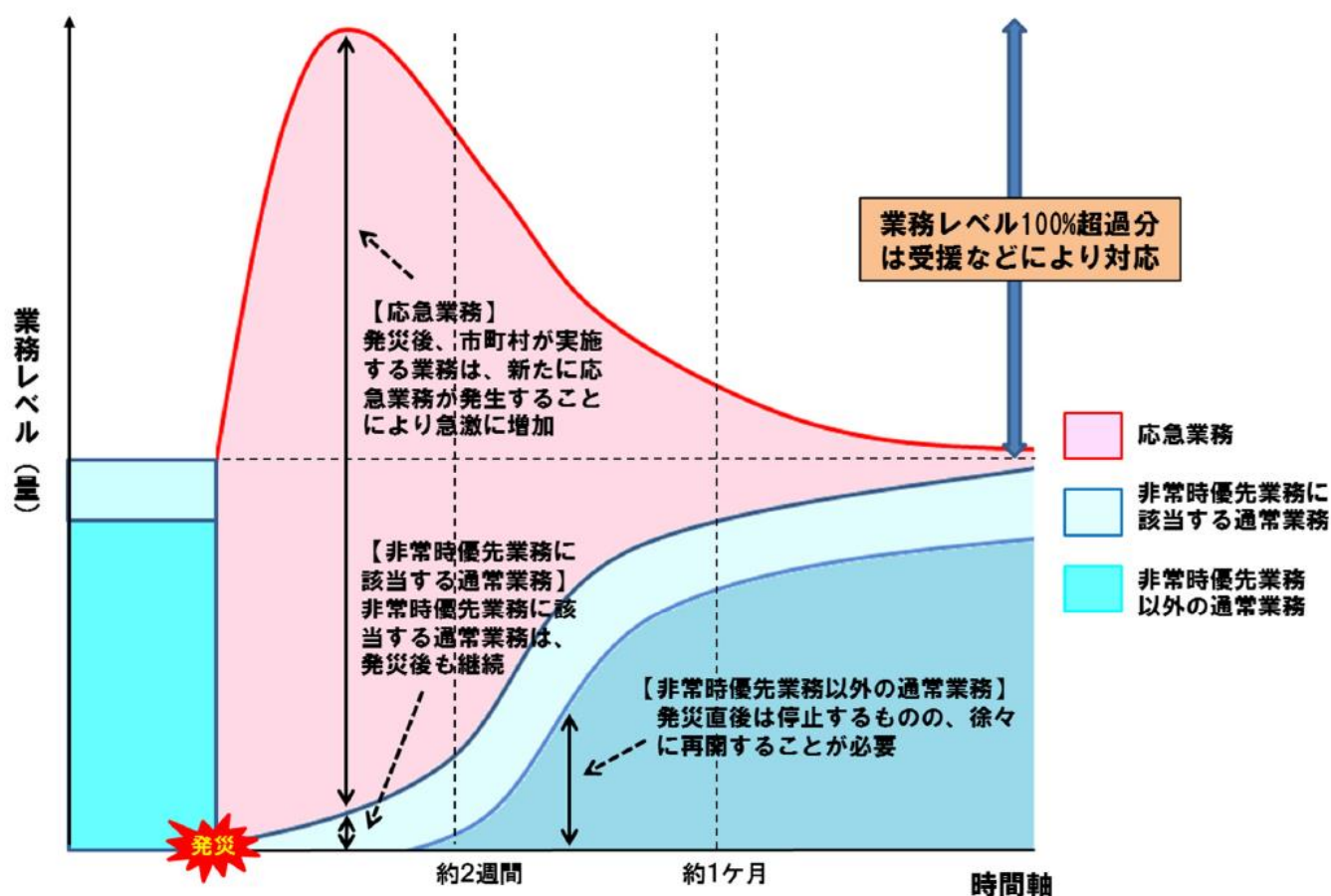
第1章 業務継続計画（震災編）の概要

1 業務継続計画（BCP）とは

大規模地震災害が発生した場合には、ライフラインや交通機関が停止し、市庁舎や職員自らも被災することが想定される。このため、平常時の職員数や執務環境を前提として業務を行うことは困難となり、市民の生命、生活及び財産の保護並びに社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすこととなる。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）（以下「本計画」という。）とは、人、施設、資機材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、災害時における応急対策業務に加え、通常業務のうち、中断ができない、又は中断しても早期再開を必要とする業務及び早期着手する復旧・復興業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定しておき、いざ災害が発生したときには、限られた人員、資機材等の資源を効率的に投入して、非常時優先業務を発災直後から適切に実施するための計画である。

図1-1 発災後に市町村が実施する業務の推移



出典：「市町村のための業務継続計画作成ガイド」平成27年5月内閣府（防災担当）

2 業務継続計画（震災編）策定の目的

大規模地震災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる市庁舎の機能低下を最小限にとどめながら、市民の生命・身体・財産を保護し、社会経済活動等を維持することを目的とする。また、災害応急対策業務に当たる職員の防災意識を向上するだけでなく、防災対策を実行することによって業務執行体制を確保することも目的とする。

3 業務継続計画の基本方針

大規模災害時においても市民の生命・身体・財産、社会経済活動等を守ることが市の重要な任務であり、市は、その任務を継続するため、全庁的な協力体制のもと次の方針に基づき業務継続を図る。

(1) 職員の防災意識の向上と防災対策の推進

災害時であっても応急対策へスムーズに対応できるように、職員の防災意識の向上及び防災対策の推進を図る。

(2) 災害応急対策業務

地震による被害を最小限にとどめるため、東近江市地域防災計画に定められた災害応急活動を効率的に遂行する。

なお、早期実施する優先度の高い復旧・復興業務については、災害応急対策業務と一体的に行われることから本計画では災害対策応急業務として取り扱う。

(3) 優先通常業務の継続及び早期再開

市の業務が中断することによる市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続及び早期再開に努める。

(4) 人員及び庁舎等の確保

非常時優先業務の継続に必要な人員の確保及び庁舎、電力、通信等の執務環境の確保に努める。

(5) 非常時優先業務以外の業務の停止又は縮小

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に停止又は縮小する。

(6) 計画等の継続的な改善への取組

訓練等を通じて問題点や課題点を把握し、本計画及び各種防災マニュアルについて、継続的に是正すべきところを改善していく。

4 基本方針の重要項目

非常時優先業務の実施を下支えするため、基本方針の中で特に重要な項目は次のとおりとする。

- (1) 職員の防災意識の向上
- (2) 庁舎等の執務環境の確保
- (3) 計画等の継続的な改善への取組

5 地域防災計画と業務継続計画との関係

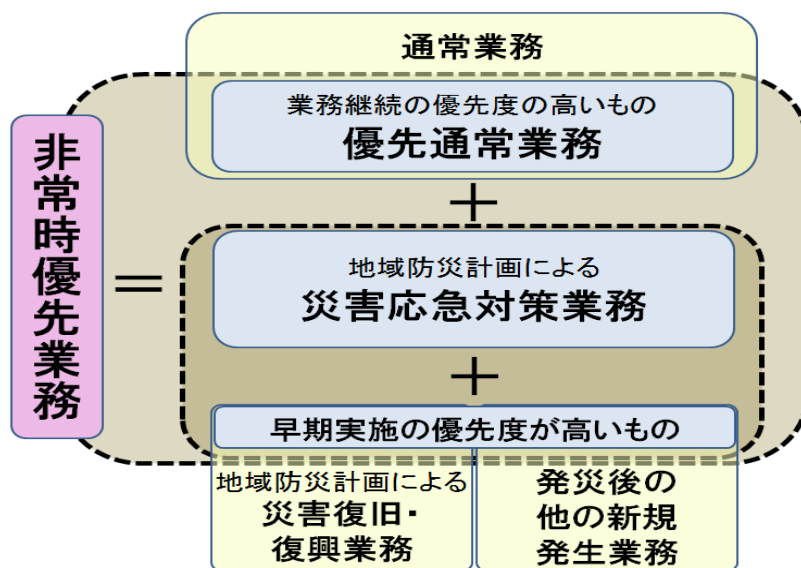
(1) 地域防災計画と業務継続計画

地域防災計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が本市における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画である。

一方、本計画は、市庁舎や職員が被災することを前提とし、災害時に優先的に取り組むべき業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ特定し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画である。

地域防災計画と業務継続計画において対象とする非常時優先業務の関係は、図1－2のとおり。

図1－2 非常時優先業務のイメージ



※ 非常時優先業務は、優先通常業務、災害応急対策業務、早期実施の優先度が高い復旧・復興業務に分類できる。

(2) 地域防災計画と業務継続計画の比較

地域防災計画と業務継続計画との比較は、表 1－1 のとおり。

表 1－1 地域防災計画と業務継続計画との比較

項目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項及び役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である。
行政の被災	必要事項ではない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象となる業務	災害予防業務、災害応急対策業務、災害復旧・復興業務	非常時優先業務(災害応急対策業務、災害復旧・復興業務、優先通常業務)
業務開始目標時間	必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水、食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

6 業務継続計画の発動と解除

(1) 発動要件

本計画は、次のいずれかの場合に発動する。

ア 市内で震度 5 強以上の地震が発生し、東近江市災害対策本部が設置された場合

イ 市長が必要と認めた場合

(2) 発動権限者

本計画の発動権限者は、東近江市災害対策本部長（市長）とする。ただし、本部長が出張等のため不在又は連絡不能の場合は、次の順位により本部長に代わり発動の決定を行う。

第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
副市長	危機管理監	政策監	総務部長

なお、災害発生時には計画の発動が流動的になることも考えられるため、発動前であっても必要に応じて初動対応をとり、継続実施すべき非常時優先業務及び停止する業務について、適切な対応をとるよう努めるものとする。

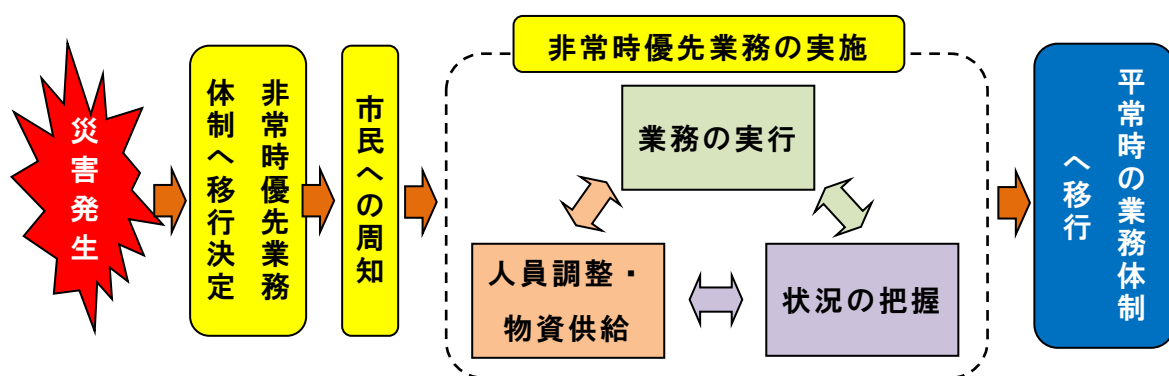
(3) 対象期間

本計画の対象期間は、災害発生からおおむね1箇月とする。

(4) 発動解除

本部長は、市における業務資源の不足等に伴う支障が改善され安定的な業務継続が可能となった場合は、本計画の発動解除を宣言する。ただし、各本部員は解除の前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じ、停止・縮小した通常業務を順次再開させることができるものとする。

図1-3 非常時優先業務の実施フロー



7 市民への周知

市民に対し、災害発生時に停止する業務及び優先的に実施する業務があることについての理解を求めることで、災害時の混乱を防止できるよう本計画の内容を広く周知する。

第2章 前提とする地震と被害想定

1 前提とする地震

業務継続計画の前提とする地震は、東近江市域に最も大きな被害を及ぼすことが予想される「鈴鹿西縁断層帯地震」とする。鈴鹿西縁断層帯地震による震度分布及び地震の程度を以下に示す。

図2-1 鈴鹿西縁断層帯地震の推定震度

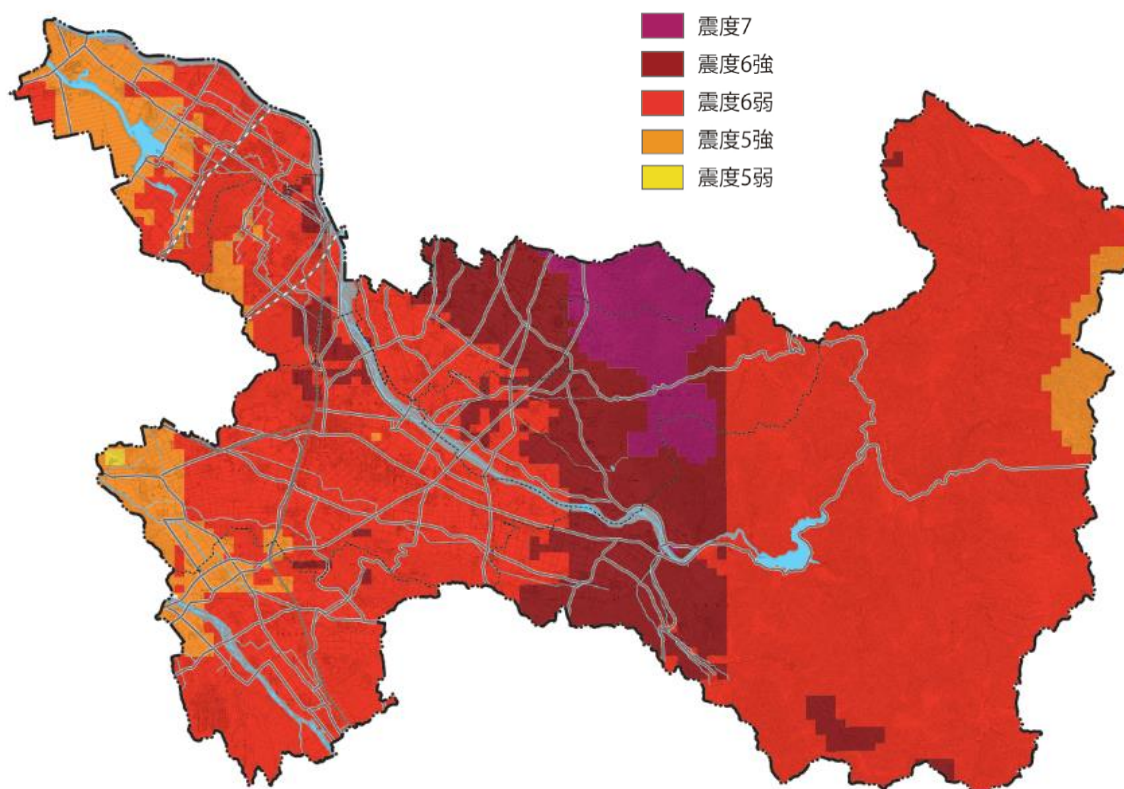


表2-1 鈴鹿西縁断層帯地震の程度

項目	程度
最大震度	7
マグニチュード	7.6

※震度とは、ある大きさの地震が発生したときの各地域の揺れの強さを表す。

※マグニチュードとは、地震そのものの大きさ（規模）を表す。

2 被害想定

平成26年3月に滋賀県が公表した滋賀県地震被害想定により、東近江市に最も被害を及ぼすことが予想される「鈴鹿西縁断層帯地震（case 2）」による地震被害を本計画の想定とする。地震発生は、一般的に被害が最も大きくなる冬の午後6時を想定している。

表2-2 滋賀県が公表した東近江市の被害想定

項目					被害想定	
被害種別・項目・時期				単位		
建物被害	全壊棟数			棟	1, 216	
	半壊棟数				4, 734	
	全焼棟数	夏 正午	風速 8 m/sec	棟	—	
		冬 夕方	風速 8 m/sec		218	
		冬 深夜	風速 8 m/sec		—	
	全壊・全焼棟数合計	夏 正午	風速 8 m/sec	棟	1, 220	
		冬 夕方	風速 8 m/sec		1, 434	
冬 深夜		風速 8 m/sec	1, 217			
人的被害	死者数 （ ）内は、家具転倒等	夏 正午	風速 8 m/sec	人	48	(81人)
		冬 夕方	風速 8 m/sec		69	(8人)
		冬 深夜	風速 8 m/sec		71	(9人)
	負傷者数 （ ）内は、家具転倒等	夏 正午	風速 8 m/sec		645	(100人)
		冬 夕方	風速 8 m/sec		819	(100人)
		冬 深夜	風速 8 m/sec		1, 017	(122人)
ライフライン機能支障	電力供給施設 ：停電件数（停電率）	停電口数	地震直後	件	71, 191	(83%)
			1 日後		24, 262	(28%)
			2 日後		10, 669	(12%)
			3 日後		5, 011	(6%)
			1 週間後		5	(0%)
	上水道施設 ：断水人口（断水率）	断水人口	地震直後	人	68, 529	(59%)
			1 日後		65, 824	(57%)
			2 日後		62, 291	(54%)
			3 日後		58, 546	(51%)
			1 週間後		44, 114	(38%)
			1 箇月後		6, 449	(6%)
			2 箇月後		459	(0%)
			3 箇月後		33	(0%)
避難者	避難所生活者 下段：(全避難者)		1 日後	人	2, 897 (4, 828人)	
			3 日後		6, 348 (11, 543人)	
			1 週間後		7, 928 (15, 856人)	
			1 箇月後		1, 886 (6, 287人)	

※—（ハイフン）は、ごくわずかな数値（計算上5未満）であることを示す。

※避難所生活者は、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料等を受け取り、自宅で就寝する者を含む。

※全避難者は、避難所のほか知人・親戚宅又は賃貸住宅等での避難生活者を含む。

3 想定する被害のイメージ

滋賀県地震被害状況を基にした本計画で想定する被害のイメージは、表 2－3 のとおり。

表 2－3 想定する被害のイメージ

項目	想定する被害状況（復旧予想）
建物被害	・強い揺れや液状化、がけ崩れや造成盛土の崩壊などにより約 1,200 棟の建物が全壊し、約 4,700 棟の建物が半壊する。
電力供給施設	・地震発生直後は、約 9 割が停電する。 ・1～3 日後には、災害拠点病院、災害対応拠点施設等についておおむね復電する。 ・1 週間後には、市街地の細街路区域を除きおおむね復電する。
通信施設	・地震発生直後は、固定電話、ファクシミリ、インターネット等は使用不能、輻輳による携帯電話の通話規制は 1～2 日間継続する。 ・1～3 日後には、電力復旧に伴い徐々に通信機能が回復する。 ・1 週間後には、通信支障箇所が減少する。
上水道施設	・地震発生直後から、水道施設（管路、配水池、浄水場等）の被災や停電による設備の運転停止により広域での断水が発生する。 ・1 週間後には、管路被害の復旧が進み断水が解消し始める。 ・1 箇月後には、水道施設（管路、配水池、浄水場等）がおおむね復旧する。
下水道施設	・地震発生直後は、地盤の液状化による管路被害や停電による設備の運転停止により污水处理が不能となる。 ・1～3 日後には、上水道の供給再開に伴い流入下水が増加して状況が悪化するため、下水道使用制限の検討が必要となる。 ・1 週間後には、復電した施設で運転再開となる。 ・1 箇月後には、施設の応急復旧工事が完了し、污水处理能力が回復する。
ガス供給施設（都市ガス）	・地震発生直後は、供給停止する。 ・1 週間後には、順次供給が再開する。 ・2 週間後には、おおむね復旧が完了し、供給支障が解消する。
道路施設	・地震発生直後は、名神高速道路については通行止め、国道 8 号については一部通行不能となる。 ・1～3 日後は、名神高速道路については安全確認ができるまで一時的に通行規制となる。 ・1 週間後には、緊急輸送路の規制が解除される。 ・1 箇月後には、本復旧工事が準備される。
鉄道施設	・地震発生直後は、J R 琵琶湖線及び近江鉄道で被害が発生し、運行不能となる。 ・1 箇月後には、ほぼ全線において運転が再開する。（橋梁・高架部での深刻な被害、山沿いでの大規模な地盤被害（地すべり、深層崩壊等）が発生した場合には、その復旧は更に時間を要する。）

第3章 計画の対象とする非常時優先業務

1 非常時優先業務の概要

市は、地震発生後直ちに災害対策本部を設置し、人命救助や避難所の開設、ライフラインの維持、食料の調達・供給等多岐にわたる災害対応に当たらなければならない。一方、通常業務についても市民への行政サービスを継続することが必要である。

しかし、想定される最大規模の地震が発生した場合には、職員自身の被災や庁舎の被災など、人的・物的資源が制約される中で、災害応急対策業務と全ての通常業務を行うことは非常に困難となる。

そこで、本計画では、災害応急対策業務及び停止することにより市民生活や社会活動への影響が大きい通常業務を「非常時優先業務」として位置付ける。

$$\text{非常時優先業務} = \text{災害応急対策業務} + \text{優先通常業務}$$

(1) 災害応急対策業務

東近江市地域防災計画に定めている災害対策本部の所掌事務を「災害応急対策業務」とする。

(2) 優先通常業務

各課（局・室）の通常業務のうち、災害時であっても市民の生命・身体・財産の保護並びに社会経済活動を維持する観点から評価を実施した業務継続の優先度が高い通常業務を「優先通常業務」とする。

2 非常時優先業務の実施方針

市は、大規模地震時における非常時優先業務については、次の方針に基づき業務継続を図るものとする。

(1) 市民の命を守る業務を最優先で実施する。

発災直後は、職員や燃料等の資源が不足する状況の中、災害対応業務量が膨大になるため発災直後に全ての災害対応業務を一斉に開始するのではなく、救命救急活動や避難所開設等の市民の生命・生活に関わる業務を最優先で実施する。その後、順次相談窓口の設置や罹災証明発行等の生活再建支援業務を実施する。

(2) ライフライン維持のための業務は、災害時でも継続する。

上下水道、廃棄物処理、交通施設部局及び病院は、市民生活に直結するライフラインであるため、その機能維持又は早期復旧に全力を投入する。また、被災後、市民が事業の再開に向けて速やかに復旧業務等を進めるためには、学校や幼保施設等の環境整備も重要である。このように復旧に向けた市民の活動と密接な関係

がある公共施設については、避難所運営等の非常時優先業務との兼ね合いを適切に見極めながら、早期再開を目指す。

(3) 通常業務については可能な限り停止又は縮小する。

発災直後に生じる避難所運営等の膨大な災害対応業務を迅速かつ的確に実施するため、平常時に実施している通常業務については、優先度に応じ停止又は縮小する。

(4) 業務遂行に必要となるエネルギー等の必要資源は、選択と集中により配分する。

災害時には多くの資源調達が制約されるため、非常時優先業務で必要とする燃料や公用車等の資源については、各部局の要求する数量の全てを調達できない場合が想定される。このため、非常時優先業務の中でも特に重要な業務を洗い出し、エネルギー等の資源を効果的に配分する。

3 非常時優先業務の分類

「地方都市等における地震対応のガイドライン」（平成25年8月内閣府）では、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認しておくなど災害発生前に対策を講じるとともに、災害発生時には対応状況をチェックすることによって、災害対応の効率・円滑化を図ることを目的に、災害対応の各段階（準備、初動、応急及び復旧）において、地方公共団体が実施すべき対応を17の対策項目で取りまとめている。

本計画においては、1項目（その他）を追加して18の対策項目で非常時優先業務を分類し、整理した。

表3－1 東近江市の非常時優先業務

1 災害対策本部の組織・運営	10 物資等の輸送、供給対策
2 通信の確保	11 ボランティアとの協働活動
3 被害情報の収集	12 公共インフラ被害の応急処置等
4 災害情報の伝達	13 建物、宅地等の応急危険度判定
5 応援の受入れ	14 被害認定調査、罹災証明書の発行
6 広報活動	15 応急住宅の確保
7 救助・救急活動	16 生活再建支援
8 避難所等、被災者の生活対策	17 廃棄物対策
9 特別な配慮が必要な人への対策	18 その他

4 非常時優先業務の選定基準と目安時間

発災後の業務開始目安時間ごとの災害応急業務の考え方とこれに対応した主要な非常時優先業務の基準を次のように整理した。また、非常時優先業務の対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足して混乱する期間から市民生活が一定の落ち着きを取り戻すと考えられる期間までとする。具体的には、地震発災直後から1箇月以内として設定した。

フェーズ1 「市民の命」を守る初動段階

目安：発災から24時間以内

発災直後の初動段階においては、まずは市民の救急救命を最優先とすると同時に、災害対策本部、避難所等の初動体制の早期構築に取り組む。また、上下水道のように、機能停止による影響が広範に及ぶライフライン機能については、迅速な状況把握と応急復旧に努める。

【実施する主な業務】

- ・ 初動体制の構築（災害対策本部の設置、被害状況情報収集、避難所開設等）
- ・ 救急救命活動（消火活動、救急活動）
- ※「継続しなければならない通常業務」以外の通常業務は一旦停止する。

フェーズ2 「市民の安心と安全」を確保する応急対策段階

目安：発災24時間後から3日（72時間）以内

市民が少しでも安心を得られるよう要配慮者対策も含め円滑に避難所を運営するとともに、市民に正確な情報を提供していく。また、人命救助やインフラ復旧など応急的対応を本格化し、安全の確保に全力を挙げる。

【実施する主な業務】

- ・ 応急対策（行方不明者救助、医療チームの派遣等）
- ・ 避難所の運営（物資供給、情報提供等）
- ・ インフラの状況把握、復旧対応（道路、上下水道、災害廃棄物処理等）

フェーズ3 「受援と協働」で行う被災者支援段階

目安：発災4日目から1週間以内

発災後3日を過ぎた頃から、他自治体からの応援職員、民間団体及びボランティアの受入れの本格化が想定される。そのため、受援計画に基づき円滑に人的支援を

活用していく必要がある。また、人的支援を受けることにより、応急危険度判定や罹災証明書の受付など、膨大な業務量を要する建物、宅地等の応急対応を開始する。

【実施する主な業務】

- ・ 応援の受入れ（他自治体応援職員の受入れ、ボランティアセンターの開設等）
 - ・ 建物、宅地等の応急対応（応急危険度判定、罹災証明書の受付等）
 - ・ 通常業務の一部再開
- ※休止していた通常業務は必要性・緊急性の高いものから順次再開する。

フェーズ 4 「日常生活への復帰」へ踏み出す復旧段階

目安：発災 1 週間後から 2 週間以内

上下水道や電気、ガスなどのライフラインがある程度復旧し、避難者が日常生活へ戻っていく時期であり、各避難所の状況を見据えて縮小や閉鎖を実施していくこととなる。その際は、避難者の心情や状況に寄り添った対応が必要である。

休止していた通常業務についても再開の規模を拡大し、市民サービスの提供水準を徐々に発災前の状態に近づけていくとともに、市民の生活再建に向けて、国や県、関係団体と連携し、支援制度を検討する必要がある。

【実施する主な業務】

- ・ 避難者の帰宅支援（避難所の縮小と閉鎖、小中学校の再開）
 - ・ 生活再建支援制度の検討
 - ・ 通常業務の本格復旧への準備
- ※休止していた通常業務は再開の規模を拡大

フェーズ 5 「生活の再建」へ向けた復興段階

目安：発災 2 週間後から 1 箇月以内

総合相談窓口を開設し、各種災害給付金や応急仮設住宅等の申請受付など、生活再建に向けた被災者支援を開始する。膨大な申請が一時期に集中することから、人員の配置や受付方法などを検討する必要がある。また、一部を除き市民サービスの提供水準を被災前の状態に戻す。

【実施する主な業務】

- ・ 生活再建支援制度の実施
 - ・ 通常業務の本格復旧
- ※一部を除き市民サービスの提供水準を被災前の状態に戻す。

表 3－2 フェーズごとの目安時間と主な業務内容

対策期	業務開始 目標時間	主な業務内容
フェーズ 1 「市民の命」を守る初動段階	発災当日 (24時間以内)	・救急救命活動 ・災害対策本部設置 ・被害状況情報収集 ・避難所開設
フェーズ 2 「市民の安心と安全」を確保する応急対策段階	発災24時間後 ～ 3 日以内	・行方不明者救助 ・医療チームの派遣 ・避難所の運営 ・インフラの状況把握、復旧対応
フェーズ 3 「受援と協働」で行う被災者支援段階	発災 4 日目 ～ 1 週間以内	・応援の受入れ（人・物資） ・ボランティアセンターの開設 ・応急危険度判定 ・罹災証明書の受付
フェーズ 4 「日常生活への復帰」へ踏み出す復旧段階	発災 1 週間後 ～ 2 週間以内	・避難者の帰宅支援 ・小中学校の再開 ・通常業務の本格復旧への準備
フェーズ 5 「生活の再建」へ向けた復興段階	発災 2 週間後 ～ 1 箇月以内	・生活再建支援制度の実施 ・通常業務の本格復旧

5 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定と業務開始目安時間の選定結果は、資料編に示す。

6 非常時優先業務を行うための必要人員の確保

非常時優先業務に必要な人員数は、建物、インフラの被害規模や避難所開設数に応じ、「災害対応時人員管理支援システム（SHIF T）」で算定された数値を目安に算出した。避難所運営、被害認定調査、罹災証明書の発行など計画の中で人員が不足する業務については、部局を超えて協力を求め、全庁的な職員配備の調整を行う。更に不足する場合は、受援計画に基づき他の自治体等から応援を受けるものとする。

非常時優先業務を18の対策項目で分類した人員数は、表 3－3 のとおりである。

表 3 - 3 業務開始目標別の非常時優先業務（災害応急対策業務）

分類	業務名	期間別の平均職員投入数					
			当日	3日 以内	1週間 以内	2週間 以内	1箇月 以内
1	災害対策本部の組織、運営	市職員数	20	23	15	13	13
		必要投入量	20	23	15	13	13
		受援人数	0	0	0	0	0
2	通信の確保	市職員数	5	5	2	2	2
		必要投入量	5	5	2	2	2
		受援人数	0	0	0	0	0
3	被害情報の収集	市職員数	51	49	46	7	3
		必要投入量	51	49	46	7	3
		受援人数	0	0	0	0	0
4	災害情報の伝達	市職員数	42	45	34	21	9
		必要投入量	42	45	34	21	9
		受援人数	0	0	0	0	0
5	応援の受入れ	市職員数	7	8	8	8	8
		必要投入量	7	8	8	8	8
		受援人数	0	0	0	0	0
6	広報活動	市職員数	86	82	82	75	62
		必要投入量	86	82	82	75	62
		受援人数	0	0	0	0	0
7	救助・救急活動	市職員数	50	54	58	58	60
		必要投入量	50	54	96	90	90
		受援人数	0	0	38	32	30
8	避難所等被災者の生活支援	市職員数	228	224	105	106	91
		必要投入量	228	224	260	346	171
		受援人数	0	0	155	240	80
9	特別配慮が必要な人への対策	市職員数	74	74	71	57	29
		必要投入量	74	129	144	103	53
		受援人数	0	55	73	46	24
10	物資等の輸送、供給対策	市職員数	12	51	15	15	9
		必要投入量	12	51	63	63	33
		受援人数	0		48	48	24
11	ボランティアとの協働活動	市職員数	2	16	22	20	8
		必要投入量	2	16	22	20	8
		受援人数	0	0	0	0	0
12	公共インフラ被害の応急措置等	市職員数	121	85	80	70	51
		必要投入量	231	510	412	257	181
		受援人数	110	425	332	187	130
13	建物、宅地等の応急危険度判定	市職員数	18	12	16	16	22
		必要投入量	35	48	119	119	26
		受援人数	17	36	103	103	4
14	被害認定調査、罹災証明書の発行	市職員数	0	0	39	39	25
		必要投入量	0	0	250	250	160
		受援人数	0	0	211	211	135
15	応急住宅の確保	市職員数	4	11	5	5	4
		必要投入量	4	11	12	12	8
		受援人数	0		7	7	4
16	生活再建支援	市職員数	0	3	5	20	37
		必要投入量	0	3	9	26	44
		受援人数			4	6	7
17	廃棄物処理	市職員数	45	9	10	14	18
		必要投入量	45	30	35	57	72
		受援人数	0	21	25	43	54
18	その他	市職員数	1	6	6	6	6
		必要投入量	1	6	6	6	6
		受援人数	0	0	0	0	0
合計		市職員数	766	757	619	552	457
		必要投入量	893	1294	1615	1475	949
		受援人数	127	537	996	923	492

第4章 業務継続のための執行体制の整備

1 業務執行体制の整備

(1) 現状

大規模な地震が発生した場合において、業務を継続するためには、早急に必要な人員を確保し、適切な配備を行い、効率的な活動体制を確保する必要がある。地震時の配備体制、配備決定者等は、表4-1のとおり。

表4-1 地震時の配備体制、配備決定者等

配備体制	市域の震度	配備決定者	指揮者
警戒1号体制	4	防災担当課長	防災担当課長
災害警戒本部体制	5弱	副市長	副市長
災害対策本部体制	5強～7	市長	市長
緊急初動体制	5強～7	災害対策本部が設置されるまでの間、自動配備	市長不在時の代行順位に基づく。

(2) 課題

災害対策が数日にわたれば交代要員が必要になるため、権限の代理についてはあらかじめ検討しておく必要がある。

(3) 対策

大規模地震の発生時に迅速かつ的確に業務を実施するために、職員の確保とともに指揮命令系統を確立する。

2 指揮命令系統の確立

(1) 市長不在時の代行順位

市災害対策本部

は、本部長である市長が統括する。ただし、市長が出張等のため不在又は連絡不能の場合は、次の順位により本部長に代わり意思決定を行う。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
副市長	危機管理監	政策監	総務部長

(2) 災害対策本部体制各部局における代行順位

非常時優先業務を遂行するに当たり、責任者が不在の場合でも適切な意思決定が迅速に行われるよう、各部局において職務を代行する者をあらかじめ定めることとする。

3 勤務時間外に参集可能な職員数

(1) 参集可能職員数の把握

大規模な地震が発生した場合、被害情報の収集やそれに基づく迅速な災害応急対策を実施するためには、人員の確保が最重要になる。特に勤務時間外に地震が発生した場合は、職員の参集及び初動体制の確保が課題となるため、現状、課題及び対策について整理を行う。

(2) 現状（参集可能職員の算出）

本計画で想定した地震は、職員の勤務時間外の午後6時を発災としているため、全正規職員947人（令和3年4月1日現在）について、熊本市が熊本地震（平成28年4月14日午後9時26分発生）において実態調査をされた結果を活用し、職員の被災等を想定した参集可能職員数を算出している。

	3時間 (当日)	12時間 (当日)	24時間 (1日)	72時間 (3日)	1週間 (7日)	2週間 (14日)	4週間 (1箇月)
経過時間 (時間)	0～3	3～12	12～24	24～72	72～168	168～336	336～744
参集率	34%	56%	86%	86%	89%	90%	93%

出典：「熊本市業務継続計画」

表 4－2 各部局の職員参集想定人数

部名称	人数計	3 時間	12時間	24時間	3 日	1 週間	2 週間	1 箇月
市長直轄	2	0	1	1	1	1	1	1
総務部	65	22	36	55	55	57	58	60
企画部	29	9	16	24	24	25	26	26
税務部	44	14	24	37	37	39	39	40
市民環境部	71	24	39	61	61	63	63	66
健康福祉部	124	42	69	106	106	110	111	115
こども未来部	247	83	138	212	212	219	222	229
農林水産部	35	11	19	30	30	31	31	32
商工観光部	19	6	10	16	16	16	17	17
文化スポーツ部	26	8	14	22	22	23	23	24
都市整備部	72	24	40	61	61	64	64	66
水道部	40	13	22	34	34	35	36	37
会計課	8	2	4	6	6	7	7	7
永源寺支所	10	3	5	8	8	8	9	9
五個荘支所	12	4	6	10	10	10	10	11
愛東支所	11	3	6	9	9	9	9	10
湖東支所	11	3	6	9	9	9	9	10
能登川支所	21	7	11	18	18	18	18	19
蒲生支所	17	5	9	14	14	15	15	15
議会事務局	7	2	3	6	6	6	6	6
監査委員事務局	3	1	1	2	2	2	2	2
農業委員会事務局	6	2	3	5	5	5	5	5
教育委員会	67	22	37	57	57	59	60	62
合計	947	310	518	802	802	830	840	868

(3) 課題

夜間及び休日に発災した場合においては、初動時に従事する職員数が不足するため、必要な職員数に対応した職員配備体制をとる必要がある。

(4) 対策

必要人員の不足に対しては、次のような応援体制を構築する。

ア 各部局内において、部局内の応援体制を整備する。必要があれば、部局外からの応援体制も整備する。

イ 避難所の運営、被害認定調査、罹災証明書の発行等全庁的な応援体制を整備

する。また、適切に対応できるよう日頃から運用方法に関する研修等を実施し、人材を育成していくなどの対策が必要である。

ウ 受援計画に基づき、国や県、災害時応援協定等に基づく他自治体等からの応援職員等により協力体制を構築する。

4 職員の参集と安否確認

地震発災時に、非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、いち早く参集した職員の把握と職員等の安否確認が重要となる。

(1) 現状

職員初動マニュアルにおいて、勤務時間外の非常参集は、あらかじめ指定された参集場所に集合することを原則とするが、自宅が被災した場合や交通の途絶等により参集できないときや既定の参集場所に集合できないときは、所属長に連絡するとともに、参集が可能な場合は、最寄りの庁舎又は支所に参集し、当該機関の上席者の指示に従い応急対策活動に従事することとなる。

(2) 課題

職員の参集は各部の連絡網で行うことになっているが、電話は通話不能となることが予想される上、メールも送受信に時間を要することが想定される。

(3) 対策

勤務時間外に市内において震度5強以上の地震が発生した場合は、緊急初動体制を自動的に設置し、参集することとする。また、被災しないために住まいの耐震化、家具の固定等の対策を行っておく。

5 職員の家族の安否確認

(1) 現状

勤務時間内に発災した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することになるが、家族等の安否確認ができないと業務に専念することができなくなるおそれがある。また、職種や部署によっては、職員が家族と連絡が取れない状態であっても、非常時優先業務に従事しなければならないことも予想される。

(2) 課題

職員が家族の安否確認ができない状況により、業務に集中できない。

(3) 対策

個人の対策としては普段から家族間でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版等の連絡方法を家族間で確認しておく。また、市の対策としては業務マニュアルの整備等により、代替の職員が業務を遂行できる体制を構築する。

第5章 業務継続のための執務環境の整備

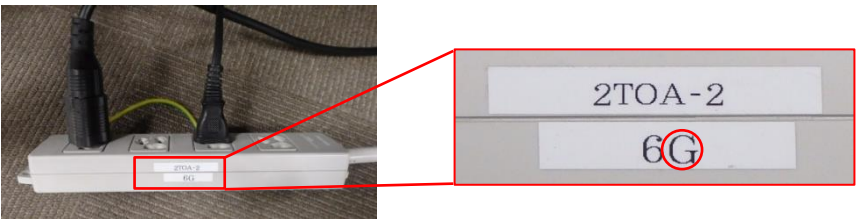
非常時優先業務を遂行するためには、業務執行の拠点となる施設の機能を保持し、又は早期復旧を図るとともに、関係機関との情報連絡手段を確実に確保するなど、業務継続のための執務環境を整備する必要がある。

1 施設の安全対策

(1) ライフライン途絶時の拠点施設の状況

ライフライン途絶時の市役所本館、新館、東庁舎、水道事務所、各支所等の状況は、表5-1のとおり。

表5-1 ライフライン途絶時の拠点施設の状況

設備	現状
庁舎 (躯体)	本館 耐震性有（昭和52年築）※平成26年度耐震補強工事实施
	新館 耐震性有（平成26年築）
	東庁舎 耐震性有（平成16年築）
	水道事務所 耐震性有（平成23年築）
	永源寺支所 耐震性有（平成6年築）
	政所出張所 耐震性有（昭和54年築）※平成17年度耐震診断実施
	五個荘支所 耐震性有（平成3年築）
	愛東支所 耐震性有（平成11年築）
	湖東支所 耐震性有（昭和59年築）
	能登川支所 耐震性有（昭和46年築）※平成27年度耐震・大規模改修実施
	蒲生支所 耐震性有（平成4年築）
電力、ガス（非常用電源）	本館 ○非常用発電機 新館に設置する非常用電源から電力が供給できる。 電力供給先 1階 福祉避難所のコンセント ※その他の執務室等については、一部照明とコンセントのうち“G”のコンセントのみ。  ○LPガス ガス供給先 給湯室及びシャワー室用給湯器
	新館 ○非常用発電機 1台 容量 455kva（燃料消費量 約102ℓ/h） 燃料備蓄 サービスタンク 390ℓ 地下タンク 12,000ℓ ※備蓄燃料で3日間以上連続運転できるように想定 ※サービスタンクの燃料が減ると自動で地下タンクから供給 電力供給先 3階 危機管理センター（会議室内の全照明・全コンセント・全

	空調) 2階 電算室 (全回路・空調) 1階 守衛室・宿直室 (全コンセント・全照明) ※その他の執務室等については、一部照明とコンセントのうち“G”のコンセントのみ。 エレベーター、通信、ネットワーク機器 ○都市ガス ガス供給先 ガスチラー、ガスヒートポンプ式エアコン
	東庁舎 非常用発電機は配備されていない。
	水道事務所 ○非常用発電機 1台 容量 12.5kva (燃料消費量 約 5.8ℓ/h) 燃料備蓄 198ℓ (連続運転時間 34.1h) 電力供給先 館内照明 1階 通用口～廊下、監視室、分電盤前 2階 階段、会議室【会議室廊下含む。】 館内コンセント (赤色) 1階 分電盤内3箇所、監視室4箇所 (赤色) 2階 会議室4箇所 
	愛東支所 ○非常用発電機 1台 容量 26.5kva (燃料消費量 約 8.4ℓ/h) 燃料備蓄 30ℓ (連続運転時間 3.6h) 電力供給先 1階事務室コンセント3箇所 湖東支所 ○非常用発電機 1台 容量 150kva (燃料消費量 約 36.2ℓ/h) 燃料備蓄 75ℓ (連続運転時間約 2.1h) 電力供給先 全館 能登川支所 ○非常用発電機 1台 容量 48kva (燃料消費量 約 15.3ℓ/h) 燃料備蓄 搭載燃料タンク 40ℓ (連続運転時間約 2.6h) 電力供給先 消火用ポンプ (能登川コミュニティセンターと共用) ○非常用発電機 ケーブルテレビのサーバー室と兼用 (ケーブルテレビ設置) 電力供給先 支所電算室 (全回路) ○太陽光発電+蓄電池 太陽電池 10kw パワーコンディショナ 10kw 蓄電池 16.2kwh 電力供給先 支所 (一部照明・一部コンセント) ○都市ガス ガス供給先 ガスヒートポンプ式エアコンの一部 (支所・コミュニティセンター) ○LPガス ガス供給先 ガスヒートポンプ式エアコンの一部 (別館) コミュニティセンターの調理室

	※バルクタンク（974 kg）を設置し供給 蒲生支所 ○非常用発電機 1台 容量 100kva 燃料備蓄 390ℓ（連続運転時間約 12h） 電力供給先 支所庁舎全館の誘導灯 2階のコンセント1箇所 ※非常用発電機は、蒲生支所並びに蒲生コミュニティセンター及びあかね文化ホールで共用 政所出張所 ○非常用発電機 1台 容量 90kva（燃料消費量 約 23.1ℓ/h） 燃料備蓄 950ℓ（連続運転時間約 41h） 電力供給先 政所出張所事務所（1階）コンセント 15箇所、電灯 12基 永源寺東部出張診療所（1階）コンセント 11箇所、電灯 8基 市民サロン（1階）コンセント 1箇所 トイレ（1階）コンセント 2箇所、電灯 6基 体育館 コンセント 4箇所 合併処理浄化槽 1基 通信、ネットワーク機器 1式 玄関・ホール、廊下、非常用照明 永源寺支所及び五個荘支所は、非常用発電機が配備されていない。
電話	共通事項 内線がある施設の電話は、交換機経由での通話が基本となっている。
	本館・新館 新館に非常用発電機が設置されているため、停電後 10 分程度で復旧し、電話交換機のバッテリーが保つ範囲内で通話（外線・内線）が可能。電話機は、HUB・電話機の電源が非常用発電回路から給電されている必要がある。 非常用発電機が切れた場合でも各部署に配置している 29 台は、電話線からの電源供給で使用可能
	東庁舎 電話交換機のバッテリーが保つ範囲内で通話（外線・内線）が可能
	水道事務所 非常用発電機が設置されているため、停電時でも通話（外線・内線）が可能。また、主装置に内蔵されているバッテリーで 10 分間使用可能 非常用発電機が切れた場合でも 1 階 2 台、2 階 2 台の計 4 台は、電話線からの電源供給で使用可能
	湖東支所・能登川支所 非常用発電機が設置されているため、停電時でも通話（外線・内線）が可能。ただし、V o I P の電話機は、HUB・電話機の電源が非常用発電回路から給電されている必要がある。 永源寺支所・五個荘支所・愛東支所・蒲生支所 電話交換機のバッテリー・ネットワーク機器の UPS が保つ範囲内で通話（外線・内線）が可能。ただし、V o I P の電話機は停電時使用不可 政所出張所 非常用発電機が設置されているため、停電時でも通話（外線・内線）が可能

水道 (トイレ)	本館 ○水道 上水道が止まった場合、高架水槽・受水槽に貯水されている水量が使用の限度となる。 受水槽 40 m³ 高架水槽 7.5 m³ ※高架水槽については、令和4年度中に撤去予定 ○トイレ 上水道・下水道のライフラインが止まった状況でも屋外公衆便所は使用可能 ※上水道が止まった場合、配管を井戸水につなぎ替える必要がある。 ※下水道が使用不可となった場合、切り替えにより汚水槽に貯めることができ、下水道復旧後は汚水を下水に流すことができる。 汚水槽 5 m³
	新館 ○水道 上水道が止まった場合、受水槽に貯水されている水量が使用の限度となる。 受水槽 13.5 m³ ○トイレ 上水道・下水道のライフラインが止まった状況でも1階のトイレは使用可能 ※1階のトイレは洗浄水に雨水貯留槽に貯めた水を使用。雨水が不足した場合は、井戸水で補給している。 ※下水道が使用不可となった場合、切り替えにより汚水槽に貯めることができ、下水道復旧後は汚水を下水に流すことができる。 汚水槽 30 m³
	東庁舎 上水道・下水道のライフラインが止まった時は、水道・トイレ共に使用不可
	水道事務所 ○水道 平時は、場内貯水池から加圧送水しており停電時は、非常用発電機により加圧送水となる。 ○トイレ 下水道が止まった時は、トイレ等使用不可
	永源寺支所 ○水道 受水槽からポンプでの圧送のため、上水道が止まった場合、受水槽及び高架水槽に貯水されている水量が使用の限度となる(停電した時は高架水槽分に限り使用可能)。 受水槽 13.5 m³ 高架水槽 12 m³ ○トイレ 上水道が止まった時は、トイレ等使用不可
	五個荘支所 ○水道 受水槽からポンプでの圧送のため、上水道が止まった場合、受水槽及び高架水槽に貯水されている水量が使用の限度となる(停電した時は高架水槽分に限り使用可能)。 受水槽 9 m³ 高架水槽 4 m³ ○トイレ 上水道が止まった時は、トイレ等使用不可 愛東支所 ○水道 受水槽からポンプでの圧送のため、上水道が止まった場合、受水槽に貯水されている水量が使用の限度となる(停電した時は使用不可)。 受水槽 12 m³ ○トイレ 上水道が止まった時は、トイレ等使用不可 湖東支所 ○水道 受水槽からポンプでの圧送のため、上水道が止まった場合、受水槽及び高架水槽に貯水されている水量が使用の限度となる(停



	電した時は高架水槽分に関り使用可能)。 受水槽 1.8 m³ 高架水槽 5 m³と 0.8 m³ ○トイレ 上水道が止まった時は、トイレ等使用不可 能登川支所 ○水道 受水槽からポンプでの圧送のため、水道管からの給水が停止した場合、受水槽に貯水されている水量が使用の限度となる(停電した時は使用不可)。 受水槽 8.4 m³ ○トイレ 上水道が止まった時は、トイレ等使用不可 蒲生支所 ○水道 受水槽からポンプでの圧送のため、上水道が止まった場合、受水槽に貯水されている水量が使用の限度となる(停電した時は使用不可)。 受水槽 75 m³ ○トイレ 上水道が止まった時は、トイレ等使用不可 政所出張所 ○水道 屋内トイレ及び屋外トイレは、受水槽からポンプでの圧送のため、上水道が止まった場合、受水槽に貯水されている水量が使用の限度となる(停電した時は使用不可)。 受水槽 3.5 m³ トイレベンチ 2基(給排水設備は無し)
--	---

(2) 課題

防災拠点である東庁舎及び各支所等の防災機能の充実を図る必要がある。

(3) 対策

ア 非常用電力の確保について検討する。

停電時に業務を継続するために東庁舎、永源寺支所及び五個荘支所に非常用発電機の整備を検討する。また、容量及び電力供給先についても検討する。

なお、市役所本館及び新館における非常時に最低限必要な電力の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(ア) 電話設備並びにコンピュータシステム及び関連機器は、全稼働、パソコンやコピー機は半数程度が稼働

(イ) 照明は、各階の廊下や事務室に必要な最低限の照明を確保

(ウ) 動力は、コンピュータシステムの冷却用の空調電源や庁舎の給水ポンプに供給

イ 非常用発電機及び公用車の燃料備蓄について検討する。

ウ 断水した場合に備え、飲料水やトイレの確保について検討する。

エ ロッカー、キャビネット等が転倒しないよう対策を講じる。

2 コンピュータシステムの安全対策

(1) 現状

市は、市民の個人情報や行政に関する重要な情報である「情報資産」を多数保有し、それを活用した行政サービスの大部分についてコンピュータシステムを利用している。また、電子メールやインターネット等を利用して災害情報を収集・提供するなど、コンピュータシステムは災害時においても不可欠なものとなっている。

コンピュータシステムの設置状況は、表５－２のとおり。

表５－２ コンピュータシステムの設置状況

設備	現状
基幹業務系システム	住民情報を取扱う基幹系システム（パッケージシステム）、基幹連携システム、基幹単独システム等の全てのサーバーは、市役所電算室内の「サーバー室」に設置されている。一部のシステムはクラウド化（外部のデータセンターに設置）されているものもある。 新館は耐震構造で、更にサーバー室の床は免震構造になっている。 基幹業務系システムを利用する「基幹系端末パソコン」「基幹系プリンター」等を結ぶ公共ネットワークは、庁舎内は主にLAN配線で、市役所と各支所間、出張所は光ファイバーで結ばれている。これらの光ファイバー網は単独断線に備えてループ化されている。 出先機関（保健センター等）は、最寄りの支所から光ファイバーで結ばれている。 サーバー室の電源及び庁舎内の幾つかのコンセントは、停電に備えて庁舎の非常用発電機に繋がっている。
情報系システム	庁内情報システム（電子メール、庁内掲示板、財務会計システム等）の全てのサーバーは、市役所電算室内の「サーバー室」に設置されている。 情報系システムを利用するパソコン・プリンターなどのネットワークは、基幹系システムと同様の形態で構成している。 インターネットへの接続は、全て「サーバー室」を経由している。一部のシステムはクラウド化（外部のデータセンターに設置）されているものもある。
その他のシステム	その他、本市の公共ネットワークを利用しているシステム等は次のとおり。 1 庁舎間の内線電話 2 C A T V ・東近江ケーブルネットワーク株式会社がC A T V事業を行っており、市内全域に光ファイバー網を巡らせている。一部の幹線ルートは、市の公共ネットワークと重複する部分がある。 3 防災関係の外部との主要通信 (1) 情報受信・取得関係 ・消防庁 全国瞬時警報システム（J - A L E R T） ・内閣府 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t） ・気象庁 防災情報提供システム ・滋賀県 土木防災情報システム、防災情報システム

	(2) 情報発信関係 ・緊急速報メール（エリアメール） NTTドコモ、KDDI、SoftBank、楽天モバイルの携帯電話利用者へ避難情報等を配信 ・L - ALERT（災害情報共有システム） 安心・安全に関わる公的情報などが迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤。住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能 ・消防庁安否情報システム 国民保護法に基づく安否情報の収集及び提供等に係る事務を行うもの														
データバックアップ	情報資産のバックアップは、日次処理を基本とし、サーバー室のサーバーに保存されている。 なお、基幹系データの主要なデータについては、クラウド（外部のサーバー）で保存している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>システム名</th><th>現状</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹系システム</td><td></td></tr> <tr> <td>（1）主要システム</td><td>クラウド（外部のサーバー）で保存 サーバー室でバックアップ保存</td></tr> <tr> <td>（2）個別システム</td><td>サーバー室でバックアップ保存</td></tr> <tr> <td>情報系システム</td><td></td></tr> <tr> <td>（1）主要システム</td><td>サーバー室でバックアップ保存</td></tr> <tr> <td>（2）ファイルサーバー</td><td>サーバー室でバックアップ保存 愛東中継局でバックアップ保存</td></tr> </tbody> </table>	システム名	現状	基幹系システム		（1）主要システム	クラウド（外部のサーバー）で保存 サーバー室でバックアップ保存	（2）個別システム	サーバー室でバックアップ保存	情報系システム		（1）主要システム	サーバー室でバックアップ保存	（2）ファイルサーバー	サーバー室でバックアップ保存 愛東中継局でバックアップ保存
システム名	現状														
基幹系システム															
（1）主要システム	クラウド（外部のサーバー）で保存 サーバー室でバックアップ保存														
（2）個別システム	サーバー室でバックアップ保存														
情報系システム															
（1）主要システム	サーバー室でバックアップ保存														
（2）ファイルサーバー	サーバー室でバックアップ保存 愛東中継局でバックアップ保存														

(2) 課題

光ファイバー網の複数断線が発生した場合、クラウド及び支所を含む出先機関とのコンピュータ通信が遮断されるため、対策が必要である。

(3) 対策

ア 通常システムが使用できない場合の代替手段を検討する。

（例：災害時証明書発行環境システム等）

イ 発災時のシステム停止に備え、市のシステムを最優先の復旧対象と位置付け対応するよう保守事業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制を確保する。

3 通信手段の確保及び災害情報の収集・発信

(1) 現状

災害時における通信手段の現状は、表 5－3 のとおり。

表 5－3 通信手段の現状

名称	局数等	用途
防災行政無線 (移動系)	166台(ハンディ 110台、車載56 台) (令和4年3月 1日現在)	本市の防災その他の行政事務を迅速かつ能 率的に推進するために設置している。
防災情報告知放 送システム(防 災行政無線 同 報系)	45,833世帯 (令和4年3月 1日現在)	戸別受信機を用いて地域限定放送や緊急時 の市内一斉放送などができる。
広報車(外部ス ピーカー付公用 車)	32台(本庁6台、 水道課12台、支 所7台)	市民へ情報を伝達する。
市ホームページ		市ホームページに災害専用ページを開設し、 情報を伝達する。
市LINE		市LINE公式アカウントにより災害情報 を配信する。
ラジオ放送	81.5MHz	びわ湖キャプテン株式会社(愛称Radio Sweet)が、ラジオ放送番組「災害等緊急情報・ 行政情報」の制作及び放送委託契約に基づき、 本市における地震、風水害、その他災害時及び 高齢者等の居所不明時において緊急情報(災害 等緊急情報)を放送する。
災害時優先電話	市役所、水道事 務所及び各支所 に設置	NTTが、災害時の援助、復旧や公共の秩序 を維持するため、法律に基づき提供しているも の。災害時優先電話は発信のみ優先扱いとな り、着信については一般電話と同じである。 なお、災害時優先電話から発信しても、相手 が通話中の場合は一般の電話と同じく接続で きない。 ※災害時優先電話の電話番号を外部に公表 すると、電話が殺到した場合に使用できな いケースが考えられるため公表していない。
滋賀県防災行政 無線	1台	県機関、市町、防災関係機関相互の通信手段 として整備している。
デジタル簡易無 線 (消防団分)	93台	市消防団員が現場で活用するために配備し ている。
デジタル簡易無 線 (防災分)	12台	市職員が現場で活用するために配備してい る。

衛星携帯電話	2 台	電話不通時の対策として、鈴鹿の里コミュニティセンター及び水道事務所に設置している。
緊急速報メール	4 社	滋賀県防災情報システムを通じて 4 社一斉配信又は携帯電話会社ごとに配信 ※命に関わる情報のみ
L - A L E R T		滋賀県防災情報システムを通じて配信可能 放送事業者、新聞社、通信社その他関係機関へ配信され、これらの機関を通じてテレビやラジオ、防災アプリなど様々な媒体で情報が伝達される。
署所端末	1 台	東近江行政組合消防本部（指令課）との直通の通信手段として、防災危機管理課に専用回線による電話機を設置している。

(2) 課題

災害対応初動期においては、建造物やライフラインの被害状況、市民の被災状況及び関係機関の対応状況などの情報収集、広報活動が重要であり、通信手段の効率的な使用が必要である。

(3) 対策

ア 防災行政無線（移動系）は、同時に使用できる回線が 3 回線に限られているため、災害時の統制方法を定める。

イ SNS など災害情報伝達手段の多様化を図る必要がある。

4 非常時における職員の対応

災害時には、職員は帰宅せずに数日間業務に従事することが想定されることから、職員が業務に従事できる環境を整える必要がある。

(1) 現状

ア 市民用に食料、飲料水、毛布、簡易トイレ等の備蓄のほかに、職員を含む災害対応従事者用の備蓄を行っているが、ごく限られる。

イ 従事する職員のための睡眠場所が十分に確保できていない。

(2) 課題

ア 発災後、職員は、数日間帰宅せず業務に従事することとなり、職員自身による食料等の調達は困難であるため、その間の災害対策従事職員の食料等を備蓄する必要がある。

イ 帰宅せず業務に当たる職員の睡眠場所の確保は、業務継続のため必要となる。
また、従事する職員の最低限の健康管理に留意しなければならない。

(3) 対策

ア 職員は、勤務時間外に参集する場合、可能な限り食料、着替え等を持参する。

イ 市は、1 日分を目安に職員用の食料等を備蓄する。また、これに伴う備蓄場

所は、市役所新館 3 階の備蓄庫とする。

ウ 市は、職員の健康を確保するために、交代勤務の実施や睡眠時間・場所の確保、毛布や医薬品の備蓄、協定による物品の確保等を引き続き図る。

5 市役所新館が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

災害対策本部は、市役所新館の危機管理センターに設置することとしているが、地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もあるため、市役所東庁舎東 A 会議室を代替の災害対策本部設置場所とする。

第6章 継続的な改善への取組

1 業務継続マネジメントの必要性

計画の継続的推進を図るためには、計画の策定にとどまらず、計画を管理・運用する業務継続マネジメント（PDCAサイクル）の推進が必要である。また、本計画は、災害時における市の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた点検・検証を行い、継続的な改善に取り組むこととする。

2 職員に対する研修・訓練

計画の実効性を確保するためには、計画を策定しただけではなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々に課せられた役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努めることが必要である。また、本計画は、様々な想定を基に構築しているため、実際に地震が発生する前に訓練を通じて一連のプロセスや手続などの実効性を確認しておくことが重要である。

このため、発災時に速やかに非常時優先業務を遂行できるよう、継続的に必要な訓練を実施する。

3 計画の点検・検証・見直し

本計画では、訓練等を通じて問題点や課題を把握し、是正すべきところを改善して計画を見直すことを継続的に行い、とりわけ非常時優先業務の遂行に必要となる職員数等を精査し、計画の実効性を向上させていくことが重要となる。

このため、本計画策定後においても、次の事項について計画を適宜点検し、検証を行う。

- (1) 業務開始目標時間の修正
- (2) 業務に必要な人員、資機材等の修正
- (3) 業務内容の修正等

4 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備

- (1) 非常時優先業務マニュアルの策定

本計画は、震災発生時に優先的に実施すべき非常時優先業務の選定とその業務の開始目標を定めたものであるが、震災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するため、各部局において個別具体的なマニュアルの策定を行う。

- (2) 東近江市地域防災計画及び東近江市職員初動マニュアルの見直し

本計画の検討結果を踏まえて、東近江市地域防災計画及び災害時の参集や緊急

初動期の応急活動の手順について定めた東近江市職員初動マニュアルの見直しを行う。



東近江市業務継続計画（BCP）【震災編】

平成 28 年（2016 年）2 月 作成

平成 29 年（2017 年）3 月 改定

令和 4 年（2022 年）3 月 改定

発行/ 東近江市 編集/ 総務部 防災危機管理課

滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号

代表 I P 050-5801-1234

電話 0748-24-1234